委託仕様書

１　件名

東京芸術祭 2023 広報事務局補助業務等の委託

２　目的

東京芸術祭実行委員会(以下、「当委員会」という。)では、東京都の芸術文化拠点形成支援事業として、東京芸術祭を実施している。東京芸術祭 2023 事業の実施に当たり、より戦略的な新しい広報展開を推進し、国内外を問わず多様な人々に向けて情報を発信するために東京芸術祭 2023 広報事務局補助業務および特設ウェブサイトの進行管理業務の委託を委託する。

３　契約期間

契約締結日から２０２４年３月３１日まで

４　履行場所

当委員会が指定した場所

５　委託内容

当委員会は、東京芸術祭の広報を実施するため、下記の業務について委託する。委託内容の詳細については別添「委託条件書」を参照のこと。

（１）東京芸術祭 2023 広報事務局補助業務

（２）特設ウェブサイトの進行管理業務

（３）戦略的・効果的な広報の企画・実施

（４）効果測定業務

（５）上記業務に付随する業務全般

6　委託条件

（1）委託業務報告書（様式については受託者が作成し、当委員会の承認を得ることとする。）を翌月５日までに当委員会に提出すること。但し、３月分については３月３１日までに当委員会に提出すること。

（2）業務上疑義が生じた場合は、当委員会と協議の上、誠意をもって問題解決に当たるものとする。

（3）当委員会が指定する場所で業務をおこなう場合、受託者へは、当委員会が机、椅子、プリンター等の事務用品を無償で貸与し、業務履行上必要な消耗品等を提供する。

7　補足・補完

本業務を履行するに当たり、受託者が受託範囲を超えた調査や活動等を行った場合、これらに係る費用は受託者の負担とする。

8　機密保持

（1）受託者は、本業務により得られた情報・データ等について、本件の目的以外に使用・流用等をしてはならない。

（2）受託者は、本業務により得られた情報・データ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもって当たり、外部に漏洩することのないように、万全の対策・体制を講じなければならない。

（3）受託者は、本業務等で入手した個人情報の取扱いについて、「東京都個人情報保護条例」を遵守し、業務中及び業務後において、個人情報の漏洩がないよう、別紙１「個人情報の取扱いに関する特記事項」に則り、十分に注意を払わなければならない。

（4）受託者は、上記（3）の個人情報に係る破棄・処分を行うに当たっては、絶対に外部に記録等が漏洩することのないよう、書類等については裁断・焼却等を行い、ＣＤ－Ｒ及びハードディスク等の記録媒体に保存・保管されているデジタル情報については、修復できないように適切にデータ消去等を、細心の注意をもって行わなけ

ればならない。

９　支払方法

支払いは毎月とし、月毎の業務報告書の提出を受け履行確認した後に、受託者から適法な請求書を受領した日から３０日以内に行うものとする。

１０　環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

（１）都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（２）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

１１　その他

（１） 実施内容については、契約締結後、当委員会と協議の上、確定することとする。

（２） 本委託仕様書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、協議の上、決定すること。

（３） 受託者は、委託業務の実施に当たっては、この契約に関連する他の法令等を十分に遵守しなければならない。

（４） 本業務委託により作成した制作物の著作権その他本業務により得た一切の権利は、当委員会に帰属し、受託者は全ての著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）を譲渡する。また、受託者は、当委員会が許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

（５） 受託者は、本業務委託に係る著作権等の各種権利処理を行うこと。

（６） 受託者は、本業務委託により作成した制作物に関して、第三者の著作権その他の一切の権利を侵害していないことを保証する。

１２　担　当

東京芸術祭実行委員会事務局　村岡

〒102-0073　東京都千代田区九段北４－１－２８九段ファーストプレイス８階

アーツカウンシル東京内

電話　050-1746－7667

FAX　　03-6256-8828